



こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和元年度 第2号

(2019年8月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします

働き方改革職場リーダー養成セミナー

働き方改革キックオフセミナー(7/24)で講演いただいた小室淑恵さんが代表取締役を務める(株)ワーク・ライフバランスから認定されたコンサルタントを講師に迎え、働き方改革の取組を推進する中核的な人材を養成するセミナーを開催します。

- 【対象】 県内に事業所を置く企業の経営者、管理職などの社員
 【定員】 50名(全5回に参加できる方、1社2名まで)
 【講師】 合同会社WLBC 関西
 ワーク・ライフ・バランスコンサルタント 福井正樹氏、天野勉氏
 【会場】 高知会館3階飛鳥(第5回は白鳳) 【費用】 無料

研修日程			内容
第1回	9/25(水)	13:30~16:00	働き方改革の本当の意味を知る
第2回	10/9(水)	13:30~16:00	自社の改善を目指す手法を学ぶ
第3回	10/16(水)	13:30~16:00	自社の課題を導き出す
第4回	11/5(火)	13:30~16:00	自社の課題を解決する方法を学ぶ
第5回	11/27(水)	13:30~16:00	働き方改革をマネジメントする力を身につける

【申込方法】

「働き方改革職場リーダー養成セミナー」・「有給休暇取得キャンペーン」ともに高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページをご覧ください (<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/>)

有給休暇取得 キャンペーン 参加企業募集!

10月の1ヶ月間、有給休暇の取得目標を立て、達成に向けて取り組む企業を募集しています。

- 事業所単位の応募もOK!
- 企業(事業所)で1日以上取得目標を立てます。
[例:事業所(10人)で合計3日取得]
- 参加企業名は新聞等で公表します。
- 詳細、お申し込みは県HPから



講師を派遣して行う中小企業向け研修

社員の人材育成の必要性を感じているものの、なかなか研修に参加する機会がない…といったことはありませんか? 企業に講師を派遣して行う「職場定着・人材育成支援等研修」を希望する企業を募集しています! 研修を通じて、若手社員・管理職も含めた職場全体のモチベーションを高め、職場定着と会社を伸ばす人材育成のお手伝いをします。

- 【対象】 県内の中小企業(10社程度)
 【実施期間】 令和元年12月まで
 【時間】 1~4時間(土曜・日曜も開催可能です)
 【費用】 **無料**
 【内容】

各企業の希望するテーマで研修を行います。

(例) 組織づくりの考え方、人事・労務管理、現場で役立つ指導法、メンタルヘルス、長時間労働対策、キャリアデザイン、コミュニケーション力向上、ハラスメント対策、コーチング、ワーク・ライフ・バランス等

※講師の手配等研修に関する業務は、ジョブカフェこうちで承ります。

【申込方法】 申込締切 令和元年9月13日(金)

メール info@jobcafe-kochi.jp 件名「職場定着・人材育成支援等研修申込み」※電話・FAXでも申込み可

【問合せ】 ジョブカフェこうち <担当: 山本> <https://www.jobcafe-kochi.jp/>

〒780-0841 高知市帯屋町2丁目1-35 片岡ビル1F・2F Tel 088-802-1533 Fax 088-802-1534



求人強化支援事業

人材確保にお困りの企業様に「求人力」をつけていただくためのセミナーを開催します。

【対象】 県内企業の経営者、人事担当者等（製造業、サービス業、卸売業、小売業等 49 業種が対象）
※正社員の採用を考えている企業が対象

【費用】 無料

内 容	開 催 日	会 場	定 員
「自社の採用戦略を創る」	9/11 (水)・11/13 (水)	ちより街テラス	各回20名
「求職者に届くプレゼン力強化」	9/19 (木)・11/21 (木)		
「プロ人材を採用する実践的9ステップ」	10/9 (水) 10/24 (木) ※2回コース		

【お問い合わせ】 アビリティセンター株式会社 高知家事業推進室 TEL: 088-872-1204
まずはお問い合わせください 受付時間 / 9:00 ~ 18:00 月曜日～金曜日（祝日除く）



相 談 先	女性相談支援センター [配偶者暴力相談支援センター]	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	警 察
対 象 者	女性・DV 被害者である男性	女性・男性	暴力被害者
電 話 番 号	088-833-0783	女性対象相談 088-873-9555 男性対象相談 088-873-9100	警察本部の総合相談係 (#0110 又は 088-823-9110) 最寄りの警察署の生活安全 担当課
相 談 時 間 等	〈電話相談〉 月～金 9:00～17:15 18:00～22:00 土・日・祝日 9:00～20:00 〈来所相談〉 月～金 9:00～17:15 (要予約) ※いずれも年末年始は除く	〈女性対象相談〉 休館日を除く 9:00～17:00 ※12:00～13:00 を除く 〈男性対象相談 / 事前予約制〉 第1・3 火曜日、第4 水曜日 18:00～20:00 ※休館日：第2 水曜日、祝日、 年末年始	夜間・休日は、当直員対応 緊急の場合は、110 番へ

解雇した従業員が加入する労働組合からの団体交渉申入れへの対応

労務改善 Q&A

Q

従業員を解雇したところ、後日、その解雇の撤回を求めて労働組合から団体交渉の申入れがありました。すでに当社の従業員ではないのですが、応じる必要があるのでしょうか。

A

解雇や解雇前の労働条件についての団体交渉には応じる必要があります。

労働組合が要求する団体交渉の対象事項が「義務的団交事項」に該当する場合、労働組合法は、使用者が正当な理由なく当該団体交渉を拒否することを不当労働行為として禁止しています。この「義務的団交事項」とは、「組合員である労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なもの」と表現されるように、賃金、労働時間、休日や休暇、組合員の配転、懲戒、解雇などの基準や手続等多くの事項が対象となります。

ご質問のように、解雇や雇止めをされた労働者が、いわゆる合同労組に駆け込み加入し、解雇や雇止めの効力を争うために、会社に対して団体交渉の申入れをすることがあります。このような場合であっても、従業員であった期間中の賃金や解雇などを争っている場合には、使用者は団体交渉を拒否することはできません。

なお、解雇や退職の時点から相当な期間が経過した後に団体交渉の申入れがなされた場合には、団体交渉を拒否することができるかとされています。ただし、その期間等については、慎重な判断が求められるでしょう。

高知県労働委員会

〒780-0850 高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

お気軽に
ご相談ください!

TEL 088-821-4645



©eriko takezaki